

令和元年12月18日

文化審議会著作権分科会「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」資料

資料11

放送番組の同時配信等に係る 著作隣接権制度の在り方について

委員 高杉 健二

日本レコード協会の意見

放送番組のインターネット送信について、当協会は、2006年にレコード送信可能化権の集中管理を開始し、その枠組みの下でNHK・民放等の放送番組配信は安定的に実施されている。

当協会は、従来より放送事業者のビジネスモデルに応じて包括許諾の契約条件を柔軟に調整し、レコードの利用円滑化を図ってきた。放送番組の同時配信等に関しても、許諾権の切下げは不要であり、現行法制度の下、引き続き、集中管理を促進して包括許諾契約の活用を進めていくことが権利者・利用者双方の利益に適うものと考えます。

1 当協会の集中管理の概要

レコード原盤権に関する契約実務(レコード製作者の場合)

放送番組に係るレコード原盤権の処理は、「放送」および「放送用複製」に加え、「同時配信」、「見逃し配信」、「VOD」まで日本レコード協会が一括して行っている。

(下表の条文番号は特記なき限り著作権法)

		放送		ネット配信		
		放送	放送のための複製 (放送用複製) ^{※1}	同時配信	見逃し配信	VOD
法律	権利	二次使用料請求権 (97条) ^{※2}	複製権 ^{※3} (96条)	送信可能化権 ^{※3} (96条の2)		
	使用料	協議 (97条4項による 95条10項の準用)	使用料規程 (著作権等管理事業法13条に基づく文化庁長官への届出)			
実際の運用	NHK	包括契約 ^{※4}			包括許諾(NHKオンデマンド)	
	民放	包括契約		包括許諾	包括許諾	
	委任(委託)者数	745社				

◎上表中、「包括契約」は二次使用料額と包括的利用許諾を一体的に取り決めた契約、「包括許諾」は包括的利用許諾のみ取り扱う契約をいう。

※1 放送番組の国内・国外の放送事業者への提供、番組コンクール等への出品、番組のPR・宣伝活動への利用など

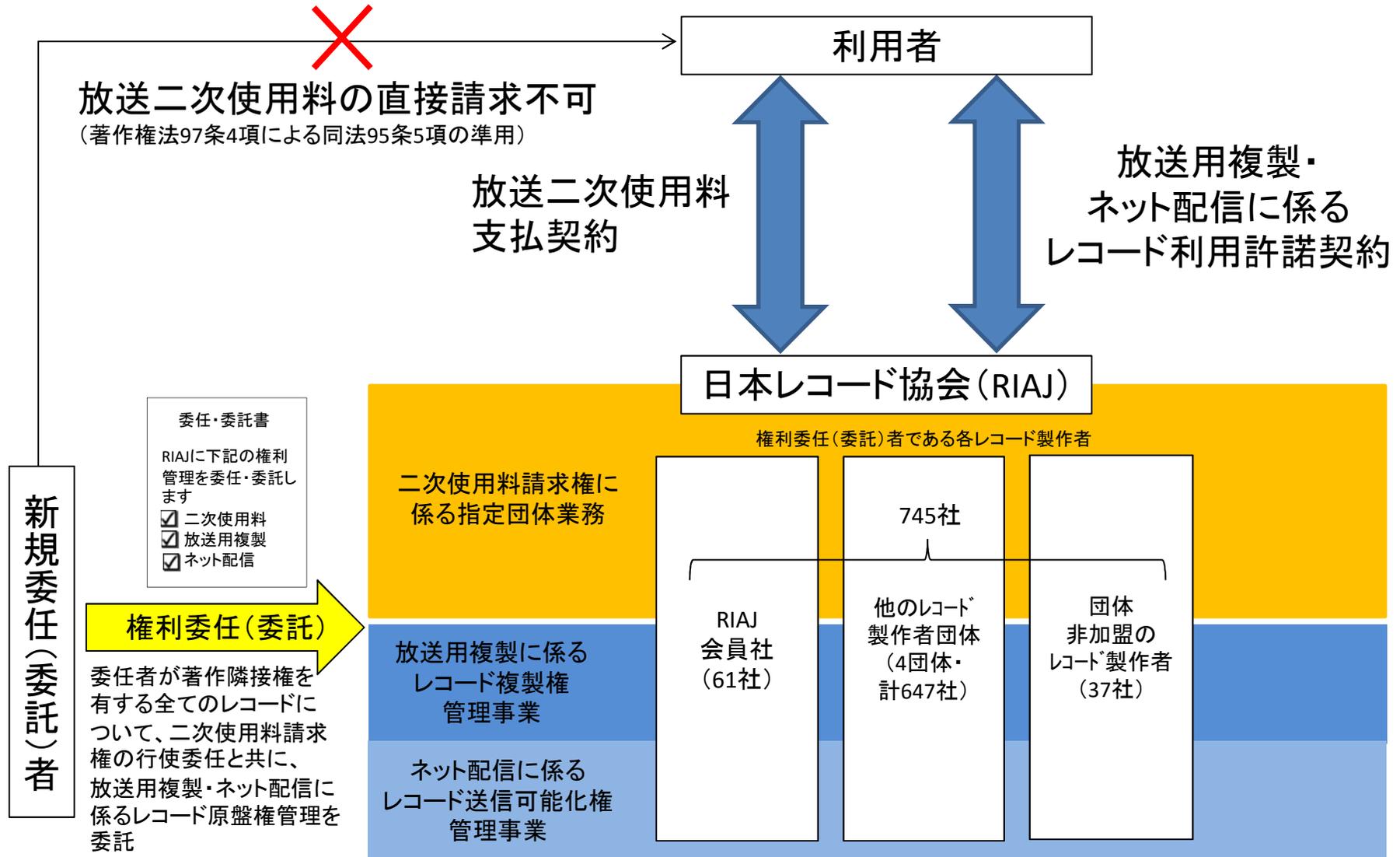
※2 日本レコード協会のみが請求可能(97条3項に基づく文化庁長官の指定団体)

※3 日本レコード協会が著作権等管理事業者として管理

※4 専ら受信料収入を財源として行われる無償のネット配信については、二次使用料・放送用複製に関する包括契約の中で許諾

1 当協会の集中管理の概要

レコード原盤権の管理受託実務(レコード製作者の場合)



新規委任(委託)者

委任・委託書
RIAJに下記の権利管理を委任・委託します
 二次使用料
 放送用複製
 ネット配信

権利委任(委託)

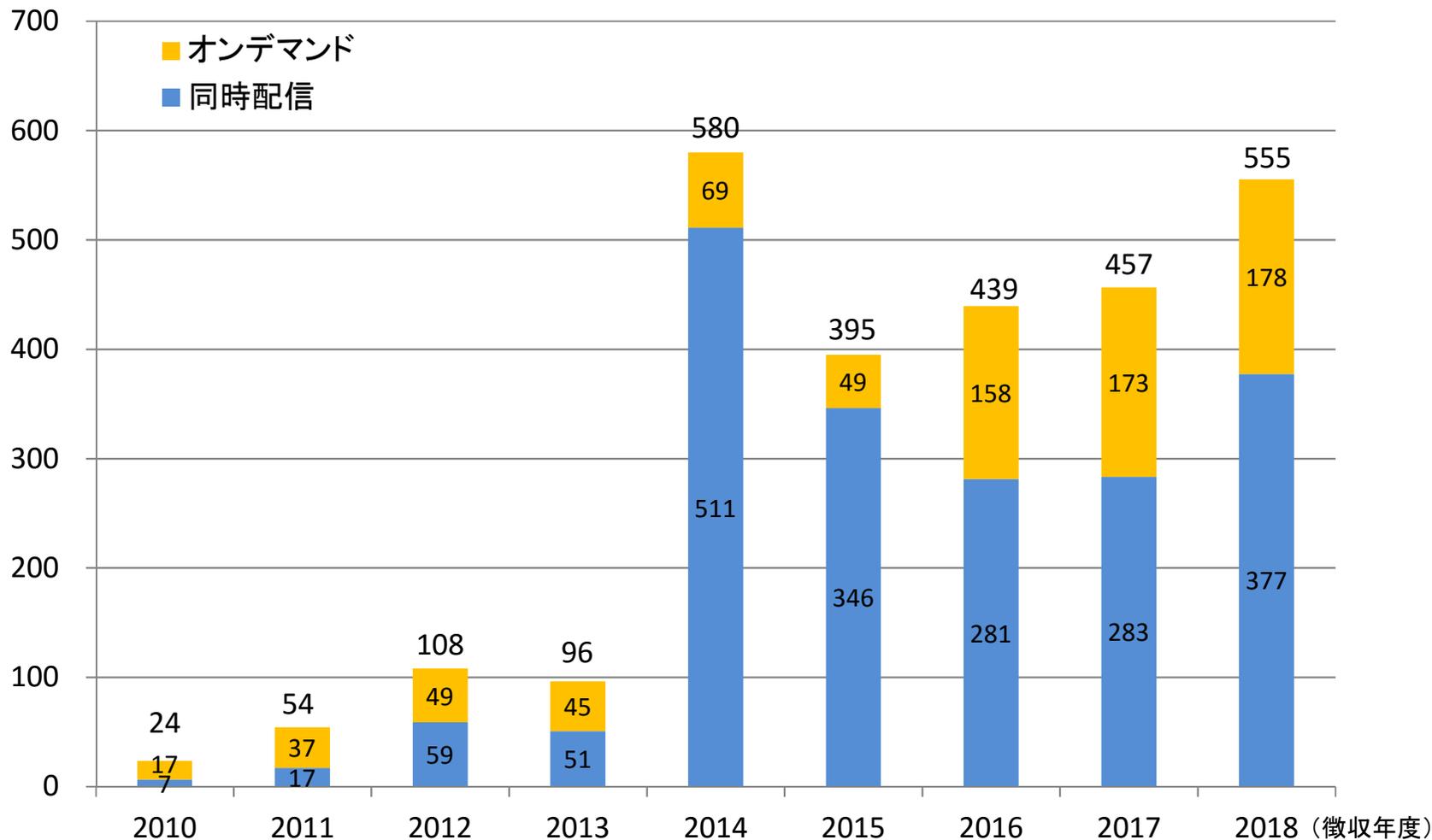
委任者が著作権隣接権を有する全てのレコードについて、二次使用料請求権の行使委任と共に、放送用複製・ネット配信に係るレコード原盤権管理を委託

「送信可能化権集中管理対象のレコード会社リスト」を利用者に随時交付

1 当協会の集中管理の概要

放送番組ネット配信に係る レコード送信可能化使用料の徴収実績推移 ＜徴収年度ベース、レコード製作者分の税込額＞

(単位:百万円)



2 課題と対応

1. アウトサイダーへの対応

- 二次使用料・放送用複製・送信可能化の各権利について、一括で管理委任(委託)を取り付ける方針の下で委任(委託)者拡大に取り組み中
- 放送番組の同時配信に関する非委任者からのクレームについては、放送用複製と同様、レコード協会と放送事業者が協力して解決に当たることで対応可能
(※NHKとの2018-2020年度契約にて、上記対応を取り決め済み)

2. 外国レコードへの対応

- 国内ライセンス盤がある外国レコードについては、国内委任(委託)者を通じて権利管理を実施済
- 国内ライセンス盤がない外国レコード(輸入盤など)については、海外のレコード権利管理団体との相互管理協定締結を促進することで対応

3. 権利情報を正確に把握できる環境の整備

- 文化庁委託事業「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」を通じ、音楽権利情報データベースにおけるレコード委任状況の可視化を実施
- 3期目となる2019年度実証事業（公開期間：2019年11月27日～2020年1月31日）では、CD商品 約52万件/628万曲、配信音源 約257万曲の情報をデータベース公開

4. レコード会社専属アーティストの解放手続

- レコード会社の専属アーティストが出演する放送番組をネット配信する際にレコード会社からの専属解放を要する場合の取扱いについては、2010年3月、知的財産戦略本部の主導により設置された関係者間会合（「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」）においてガイドラインを策定済み（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/eizou_contents/）
- 上記ガイドライン（「レコード会社と専属契約を締結している実演家が出演する放送番組のネット配信ガイドライン」）では、以下の取決めが行われており、同時配信にも拡張適用することが可能

（窓口一元化及び料金の算定方法）

社団法人日本レコード協会は、放送番組の見逃しサービスのネット配信に関し、放送局からあらかじめ包括的な情報提供があることを前提に、専属契約に関する手続を一括して受け付ける窓口となるように努め、放送番組のネット配信の円滑な体制作りに協力する。

3 現行法制の妥当性

1. 違法利用への対応

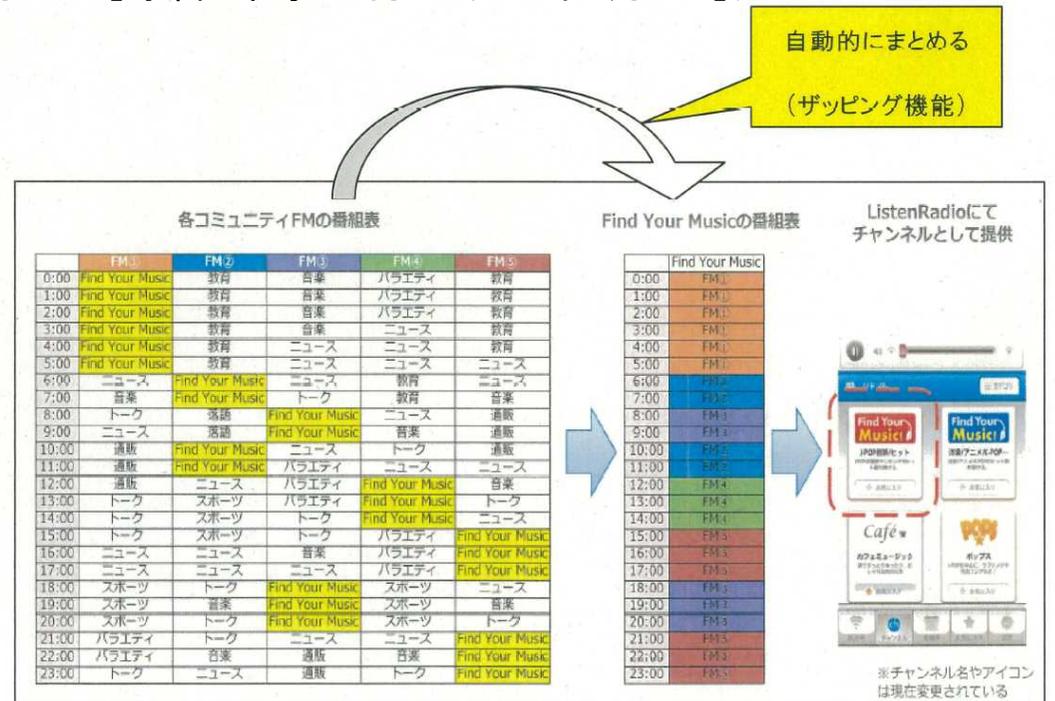
レコード製作者のビジネスと競合する同時配信等に対する差止請求が可能

【参考】リスラジ事件(知財高判 平成28年12月12日[原審:東京地判 平成28年6月8日])

- ・コミュニティ放送を行う各FMラジオ局(計27局)が、レコード協会から同時配信の許諾を得た上でスマートフォン・PC向け無料配信サービス「Listen Radio」にて同時配信を実施したが、同サービスの「おすすめ番組まとめ」チャンネルにおいて、各音楽番組を24時間連続でつなぎ合わせた音楽番組専門配信を提供

- ・契約違反を理由に許諾契約の更新を拒絶したレコード協会に対し、放送局側が契約上の地位確認を求めて提訴したが、裁判所は、当該更新拒絶は著作権等管理事業法16条にいう正当な理由のない利用許諾拒否には当たらないとして放送局側の請求を棄却

(右の図は原判決から引用)



2. 適正な使用料の確保

放送二次使用料は放送事業者との協議により決定されることから使用料額の確保に限界があるのに対し、同時配信等に係るレコード送信可能化使用料は著作権等管理事業法の規律の下でレコード製作者が適正な許諾対価を収受することが可能